

# 現場説明書

一般的事項 1

平成30年10月10日調達公告以降適用

## 1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」（平成24年1月24日付第201100158002号県土整備部長通知）とする。

## 2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
  - 1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
  - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
  - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

## 3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」（平成26年10月3日第201400102617号県土整備部長通知）の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領」（平成19年8月15日付200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」（平成16年3月11日付管第2311号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。  
また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
  - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加済済みで、建退共に加済することができないと認められる場合は、この限りでない。
  - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
  - 3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

# 現場説明書

一般的事項 2

## 4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

## 5 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
  - 1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
  - 2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
  - 1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
  - 2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。  
また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。
- (4) ダンプトラック等による運搬について
  - 1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。
  - 2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

## 6 リサイクルの促進について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

## 7 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

## 8 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

# 現場説明書

特記事項1

令和元年7月10日調達公告以降適用

仕様書	<p>①調達公告時点で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況は<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45147">http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45147</a>を参照すること。</p>																				
工程	<p>① (他工事等との調整) 本工事 については、 <u>第2三谷事業所場内整備工事 (舗装工)</u> と関連するので相互の連絡調整を密にすること。</p> <p>② (部分完成、着工保留) _____ については、 _____ まで _____ [すること、しないこと]。</p> <p>③ (施工時間) 本工事の施工時間帯は、昼間施工 (8:00~17:00) を見込んでいる。 _____ の施工時間は、 _____ : _____ ~ _____ : _____ とする。</p> <p>④ (余裕期間設定工事) 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領 (平成28年6月9日付第201600036328号県土整備部長通知) の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。</p> <p>⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長) この工事の工期には、鋼材調達期間として、 _____ ケ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>⑥ (週休2日モデル工事) 本工事は、鳥取県県土整備部「週休2日工事モデル工事」試行実施要領 (平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知) の対象工事である。モデル工事を選択する場合は、工事着手日までに発注者に協議をすること。選択後の取扱いについては、同要領の規定による。</p>																				
用地関係	<p>① (用地、物件等未処理) 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、 _____ 頃 _____ の予定である。</p>																				
支障物件	<p>① (埋設物等の事前調査) 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____) について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____) であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。</p> <p>② (支障物件) _____ の施工に当って、 _____ が支障となっているが、 _____ までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。</p> <p>③ (立木の置き場所) 工事用地内の立木は伐採し、 _____ に置くこと。</p>																				
公害対策	<p>① (低騒音型・低振動型建設機械) 本工事のうち施工箇所： _____ については、特に生活環境を保全する必要があるため、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定 (国土交通省告示、平成13年4月9日改正) に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種： _____ 、 施工機械： _____</p>																				
安全対策	<p>① (交通安全施設等) 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">交通誘導員A</td> <td style="width: 15%;">_____ 人</td> <td style="width: 15%;">交替要員 _____ 人</td> <td style="width: 15%;">1日あたり合計 _____ 人</td> <td style="width: 25%;">配置日数 _____ 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">工事全体合計</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">_____ 人・日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導員B</td> <td>_____ 人</td> <td>交替要員 _____ 人</td> <td>1日あたり合計 _____ 人</td> <td>配置日数 _____ 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">工事全体合計</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">_____ 人・日</td> </tr> </table> <p>警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。 また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。</p>	交通誘導員A	_____ 人	交替要員 _____ 人	1日あたり合計 _____ 人	配置日数 _____ 日	工事全体合計		_____ 人・日			交通誘導員B	_____ 人	交替要員 _____ 人	1日あたり合計 _____ 人	配置日数 _____ 日	工事全体合計		_____ 人・日		
交通誘導員A	_____ 人	交替要員 _____ 人	1日あたり合計 _____ 人	配置日数 _____ 日																	
工事全体合計		_____ 人・日																			
交通誘導員B	_____ 人	交替要員 _____ 人	1日あたり合計 _____ 人	配置日数 _____ 日																	
工事全体合計		_____ 人・日																			

# 現場説明書

特記事項 2

濁水処理

① (濁水処理)

工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。  
 また、舗装の切替作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切替作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知）に基づいて適正に処理すること。

【建設発生土(処理)】

① (他工事等流用)

建設発生土は \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_ 工事現場に運搬(片道運搬距離 \_\_\_\_\_ km) するものとする。

② (建設技術センター)

建設発生土は \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離 \_\_\_\_\_ km) するものとする。なお、処理費として1m<sup>3</sup>当り \_\_\_\_\_ 円をセンターに支払うこと。  
 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状(記載例)砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上)

③ (民間残土受入地)

建設発生土は \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_ に運搬(片道運搬距離 \_\_\_\_\_ km) するものとする。なお、処理費として1m<sup>3</sup>当り \_\_\_\_\_ 円を \_\_\_\_\_ に支払うこと。  
 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状(記載例)砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上)

【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材(処理)】

④ (分別解体等)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいます。  
 コンクリート塊 1m<sup>3</sup>当り \_\_\_\_\_ 円  
 アスファルト塊 1m<sup>3</sup>当り \_\_\_\_\_ 円  
 建設発生木材 1m<sup>3</sup>当り \_\_\_\_\_ 円

⑤ (他工事等流用)

〔Co雑割材〕は、 \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内 \_\_\_\_\_ 工事 \_\_\_\_\_ で使用するものとする。

⑥ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)

建設発生木材は \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_ のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離 \_\_\_\_\_ km)を想定し、1t当り \_\_\_\_\_ 円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。  
 なお、公共工事で伐採及び加工・流通の各段階において、鳥取県森林組合連合会認定団体により実施され、由来を証明されなければならない(木質バイオマス証明制度)。受注後に認定団体による伐採及び加工・流通が困難となる場合には、発注者に理由を付して協議を行うこと。

⑦ (木材市場等へ売却)

建設発生木材は \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_ への搬出(片道運搬距離 \_\_\_\_\_ km)を想定し \_\_\_\_\_ 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑧ (再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・受入れ費用)

コンクリート塊 \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_ (運搬距離 \_\_\_\_\_ km)、費用 1t 当り \_\_\_\_\_ 円  
 アスファルト塊 \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_ (運搬距離 \_\_\_\_\_ km)、費用 1t 当り \_\_\_\_\_ 円  
 建設発生木材 \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_ (運搬距離 \_\_\_\_\_ km)、費用 1t 当り \_\_\_\_\_ 円  
 その他 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_ (運搬距離 \_\_\_\_\_ km)、費用 1t 当り \_\_\_\_\_ 円

(受入れ時間帯)  
(受入れ条件)

8時～17時(平日)  
 ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。  
 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。  
 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 \_\_\_\_\_ cm以下、長さ \_\_\_\_\_ m以下であること。  
 エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。

建設副産物の処理

# 現場説明書

特記事項 3

建設副産物の処理

⑨ (最終処理等)

については、                     市・町・村                      地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離                      km）を想定し、その費用として1 t 当り                      円を見込んでいます。  
これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑩ (産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、                     円見込んでいます。

⑪ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工 種	項 目	規 格	摘 要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。	
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならぬ。

⑫ (マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用

① (建設発生土の使用)

                     工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：                     に使用する。

② (再生資材の使用)

ア Co雑割材は、                     工事から運搬し、使用箇所：                     に使用する。  
イ アスファルト・コンクリート切削屑等は、                     工事から運搬し、使用箇所：                     に使用する。  
ウ 再生クラッシュラン〔規格：RC-40〕は、使用箇所：                     に使用する。  
エ 再生コンクリート砂〔規格：RS-                    〕は、使用箇所：                     に使用する。  
オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：                    〕は、使用箇所：                     に使用する。  
カ その他再生資材〔資材名：                    〕〔規格：                    〕は、使用箇所：                     に使用する。  
キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該砕石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生砕石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生砕石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。

工  
事  
用  
道  
路

① (農地の一時転用について)

本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」（平成24年10月15日付第201200109101号経営支援課長通知）に基づき、着手前に本工事が公共事業であることを証明された報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。

備  
仮  
設

①河積を阻害する仮設物等については、出水期（毎年6月10日）までに撤去すること。これが困難な場合は、監督員と協議すること。

そ  
の  
他

① (自社施工)

本工事においては、(※)植栽工(造園工事) - (                      工を除く)のうち少なくとも                      手前までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。  
※該当する細別(レベル4)を記載する。

② (工事名称)

工事標示板に記載する名称は、第2三谷事業所場内整備工事(植栽工) とする。  
なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③ (景観評価)

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。  
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

# 現場説明書

特記事項 4

## ④ (工事成績評定)

本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の対象と  
[する・しない]。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当する  
ため。

ア 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対  
象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、50  
0万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事

イ 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限  
る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負  
担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除  
く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処  
理工事）

ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事

エ 機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置  
工事等）

オ 工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）

## ⑤ (監督体制)

本工事は監督体制は〔一般・重点〕監督とする。

重点監督の工種は \_\_\_\_\_ とし、その他の工種は一般監督とする。  
なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

## ⑥ (三者協議)

本工事は、（対象工事の区分を記載） \_\_\_\_\_ 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留  
意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議  
するものとする。（重点監督工事等に適用）

## ⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれて  
おり、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

ア 技能士種別: \_\_\_\_\_ 技能士、該当工種: \_\_\_\_\_ 工、仕様書根拠: \_\_\_\_\_ 1 - \_\_\_\_\_ 頁  
イ 技能士種別: \_\_\_\_\_ 技能士、該当工種: \_\_\_\_\_ 工、仕様書根拠: \_\_\_\_\_ 1 - \_\_\_\_\_ 頁  
ウ 技能士種別: \_\_\_\_\_ 技能士、該当工種: \_\_\_\_\_ 工、仕様書根拠: \_\_\_\_\_ 1 - \_\_\_\_\_ 頁

そ  
の  
他

## ⑧ (電子納品)

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書電子納品すること。ただし、  
止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員  
と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライ  
ン」という。）に従い適正に納品すること。

## ⑨ (情報共有システム)

予定価格8千万円以上の工事は、原則として情報共有システム（以下「システム」という。）  
を利用することとする。ただし、止むを得ない事情等によりシステムを利用できない場合は、  
監督員と協議の上、紙書類によることができる。

予定価格8千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員  
と協議の上、システムを利用することができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

## ⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施  
すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用につ  
いて」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、  
設計変更の対象とする。

## ⑪ (建設機械の賃料の採用単価)

ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を一律採用  
している。

通常単価を採用した建設機械〔無し・有り（ \_\_\_\_\_ ）〕

イ ラフテレーンクレーンについて、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用  
し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。

本工事は \_\_\_\_\_ 工で使用を想定しているラフテレーンクレーン（規格 \_\_\_\_\_ t吊）の採用単価  
は、（長期割引単価・通常単価）を採用している。具体的な単価については建設物価 \_\_\_\_\_ 月  
号、 \_\_\_\_\_ 頁を参照すること。

# 現場説明書

特記事項 5

⑫ (現場環境改善)

本工事は、現場環境改善(率計上分)実施対象工事と〔するしない〕。  
 下表の内容のうち原則として各費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1実施内容ずつ(いずれか1項目のみ2実施内容)の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。  
 実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。  
 地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容(目的に資するものであること)について監督員の確認を受けること。  
 1内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献
防災・危機管理関係 (港湾・漁港事業)	1. 防災訓練(地震・台風等の自然災害に対する訓練)

その他

⑬ (コンクリートスランブ)

現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランブ値の設定について(平成30年3月19日付第201700306751号県土整備部長通知)に基づき、(※) 工は、スランブ値12cmのコンクリート打設を想定している。  
 ※該当する細別(レベル4)を記載する。

⑭ (現場管理費補正)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の制定について(令和元年6月112日付第201900066875号県土整備部長通知)に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末(実地完成年月日)を工期末より早く予定している場合は、実地完成年月日)の14日前までに提出すること。

⑮ (杭工事の施工管理)

- ・ 杭工事については、毎日の作業完了後、元請業者から発注者に作業状況の報告をすること。報告は別紙様式によるものとする。(電子メール及びファクシミリ可)
- ・ 杭工事の施工期間中は、全工程において、元請業者、杭工事専門業者及び杭工事に関連する下請業者が立ち会うこと。
- ・ 杭の施工記録は原本を提出すること。施工記録が損傷するなど原本が提出できない場合は、理由書を作成し、監督員立ち会いのもと当該施工部分について検証を行うこと。

⑯ (その他)

- 1) 植栽工に先立ち、現在稼働中の第2三谷事業所場内整備工事(舗装工)にて、本工事にて植栽を行う範囲に覆土を実施している。植栽については、植栽適期である10~12月を予定しており、9月末までには、覆土を完了する予定である。
- 2) 第2三谷事業所においては、2業者が稼働することとなり、場内道路等を使用する際には、相互が調整し、トラブル等のないように努めること。

※ 明示する項目を \_\_\_\_\_ 部分に記入または追記し、不要部分は「-」で削除して使用すること。

# 現場説明書(1/2)

特記事項 鳥取県土  
(H30.4.5改訂)

千代川水系における濁水防止対策

- 1 本工事は千代川水系内における工事であり、濁水防止対策等については、あらかじめ千代川漁業対策協議会事業調整会議において調整している。工事実施にあたっては、「千代川水系における汚濁防止対策申し合わせ(田27.7.28 千代川漁業対策協議会)」に基づき以下の事項を遵守して、汚濁防止に努めること。
  - また、「具体的で詳細な濁水対策」を施工計画書に明記するとともに、実際に作業を行うオペレータをはじめとする全ての現場作業員に対して、新規入場者教育や毎日の朝礼等の機会に「具体的で詳細な濁水対策の行い方」を指導するなど、積極的な濁水対策を徹底すること。
  - ア 受注者は、汚濁防止(仮設足場等の設置を含む)に最善の注意を払い工事を行うこと。施工にあたっては、「タ 留意事項」を参照し、汚濁防止対策を徹底すること。
  - イ 汚濁防止等の対策は、千代川漁業対策協議会で協議の上合意されたものであり、汚濁防止対策の変更及び工期延長の恐れが生じた場合は、できる限り早い時期に監督員に報告し、指示を受けること。
  - ウ 汚濁防止施設等が設置された時点で、監督員の確認を受けること。また、撤去時においては残骸等がないようにすること。
  - エ 汚濁を生じる恐れのある仮締切の設置・撤去、瀬替や川替など河床掘削時は、監督員の立会を求めると。必要に応じて千代川漁業協同組合と協議すること。
  - オ 千代川漁業対策協議会において現地立会が必要と認められた箇所については、千代川漁業協同組合と発注者で現地確認を行い、問題が認められた場合には双方協議することとしているので、工事着手前には監督員に確認すること。
  - カ 大型土のうを設置する場合の番号の色は(赤)とする。大型土のうは、設置及び撤去後の数量が分かるように管理すること。
  - キ 千代川水系については、毎年2月下旬～3月中旬にはやまめ成魚、4月下旬～5月中旬には鮎苗の放流、7月上旬には、やまめ、いわなの稚魚の放流が予定されており、放流日(1日程度)の前後の期間(10日程度)は、汚濁等を流出させる工事は実施しないこと。やむを得ない事情により作業を行う場合は、汚濁防止対策について千代川漁業協同組合と連絡調整を行ったうえで細心の注意を払い作業を行うこと。なお、稚魚放流等の詳細な日程については、監督員に確認すること。
  - ク 留意事項

河床掘削関係	(1)河床掘削する際は、額縁(がくぶち)掘削とすること。ただし、川幅が狭い等、額縁掘削ができない場合は、沈砂池を設けるなどの濁水対策を講じたうえで全面掘削を行うこと。 (2)発生した玉石(概ね20cm以上)は、残土処分しないで現地又は同一河川に戻すこととし、河床(水のあるところ)に並べるか、護岸の根に寄せ石を行い、魚の生息・休憩場所の保全に努めること。
石積工関係	(1)石積工の石材を現地採取する場合は、その代替となる石材を近くの中州や瀬替えにより掘り起こすなどして調達し、河床表面に敷き並べること。
仮設道路関係	(1)仮設道路を新設する場合、道路法面や路面から流出する濁水について対策を講ずること。
土のう関係	(1)河川内で土のうを使用する場合は、土のうに番号(赤色)を打ち、設置時及び撤去時に数量管理(写真管理)を行い、全数撤去を確認すること。また、流出防止のため、必要に応じてロープ等で連結すること。 (2)土のうが流出した場合は、下流を探し全数回収するとともに、全数回収できたことを証明する資料を監督員に提出すること。
沈砂池関係	(1)原則、沈砂池の底にブルーシートは敷かないこと。 (2)沈砂池に堆積したドロは、定期的に除去すること。 (3)高水敷が広い場合は、沈砂池は高水敷を掘削する方法を検討すること。 (4)沈砂池は、濁りの程度や湧水量に見合った大きさ、基数(連数)とすること。効果が不十分な場合は、増設等を行うこと。 (5)ノッチタンクについても、効果が不十分な場合は、容量を大きくする又は基数を増やす等、効果を見ながら対応すること。

- 2 本工事は、河床の改変を伴う工事であり、以下のとおり千代川漁協による完成前確認を行うこととしているので、検査希望日を1週間前までに監督員へ連絡すること。

- ア 確認時期
  - ・工事完了前の河床整理が概ね完了した時点。ただし、完成確認時の指摘等に対応できるようバットホウ等が現地にある時期とすること。

イ 確認事項

＜河床状況＞

- ・玉石をみお筋に並べたり、水中の護岸基礎部の保護を兼ねた寄せ石を行う等、魚類への配慮がなされているか。
- ・平滑な河床にせず、みお筋を復元する等、着手前の河床が復元されているか。

＜仮設材(大型土のう等)等の撤去＞

- ・仮設材(大型土のう等)が全て撤去されているか。
- ・設置時及び撤去時数量の管理資料(赤色番号入り空袋写真等)

＜工事資材や発生したゴミ等の撤去＞

- ・工事資材やゴミ等が河川内に残されていないか。



# 現場説明書(2/2)

特記事項 鳥取県土  
(H30.4.5改訂)

モグニ調査等	<p>←当工事はモニタリング調査(施工形態動向調査)対象工事(工種: )であるため、別途監督員から渡される調査票に記入の上、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。</p> <p>←当工事は施工合理化調査対象工事(工種: )であるため、別途監督員から渡される調査票に記入の上、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。</p>
環境針配適用	<p>←当工事は「鳥取県公共事業環境配慮指針」適用工事であるため、別紙環境配慮チェックリストの「検討必要」事項を配慮するよう努めること。配慮した場合、環境配慮リストの「配慮した」欄をチェックし、配慮できなかった場合はその理由を附し、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。</p>
建実設態副調査物	<p>←当工事は「建設副産物実態調査」対象工事であるため、別途監督員から渡される調査票等に記載の上、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事完成通知書の提出に先立って、県は鳥取県土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)第3編1-1-5に基づき実施する段階確認の最終項目として「臨場による現地完成確認」を行う。</li> <li>2 請負業者は共通仕様書第3編1-1-5に基づき県に提出する段階確認報告書の段階確認項目に「臨場による現地完成確認」を明記すること。</li> <li>3 請負業者は、掘削の施工にあたり、必ず施工前に埋設物について有無を確認すること。また、事前調査済みの箇所であっても、掘削時に埋設物等を発見した場合、速やかに監督員に報告し関係者の立会等を受けること。</li> <li>4 現場説明書の要領等の最終改正は下記のとおりです。なお、とりネットにも掲載してありますので確認下さい。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領(最終改正:平成30年3月30日付け県土整備部長通知)</li> <li>2) 鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領(最終改正:平成29年3月23日付け県土整備部長通知)</li> </ol> </li> </ol>

※明示する事項を\_\_部分に記入または追記し、不要部分は⊖で削除して使用すること。

## 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針

### (目的)

第1条 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）は、鳥取県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）において、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を定めることにより、県発注工事の生産性向上、元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図るとともに、担い手の育成及び確保を促進し、もって地域の安全・安心を担う建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この指針（別表2及び3を除く。）において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 元請負人 県発注工事を県から直接請け負った者をいう。
- (2) 下請注文者 県発注工事に係る全ての下請契約の注文者をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人及びこれに続く全ての下請契約の注文者をいう。
- (3) 下請負人 県発注工事に係る全ての下請契約の請負人をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人からその工事の一部を請け負った者及びこれに続く全ての下請契約の請負人をいう。

### (県の責務)

第3条 県は、第1条に定める目的の実現に向けて、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）をはじめとする関係法令等に基づく措置を適切に講じなければならない。

### (下請注文者及び下請負人並びに元請負人の責務)

第4条 下請注文者及び下請負人並びに元請負人は、品確法第8条及び建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27の規定等を考慮して、建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日付建設省経構発第2号）に示された就労環境・雇用条件等の改善及び適正な施工体制の確立を図るのに必要な措置等のほか、次の各号に掲げる事項について真摯な対応に努めなければならない。

- (1) 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないという建設業法第19条の3の規定の趣旨に沿って、各々の対等な立場における合意に基づき、担い手育成及び確保の観点から、少なくとも当該下請契約に該当する部分の県の設計に計上された直接工事費相当額及びこれに必要な法定福利費を確保するとともに、労働安全衛生の確保に必要な費用を含む間接工事費及び企業の経営上必要となる費用を加えた金額が確保された請負契約を締結すること。
- (2) 使用する建設労働者の賃金について、公共工事設計労務単価を考慮した適切な水準を確保すること。
- (3) 事業所として雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）等の適切な保険に加入し、保険料を適正に納付するだけでなく、施工現場に従事する全ての建設労働者についても適切な保険に加入させること。
- (4) 長時間労働の縮減及び計画的な休暇取得の推進、育児又は介護のための休業制度の整備等、使用する建設労働者の仕事と家庭との両立が可能な環境及び制度を整えること。
- (5) 技術及び技能の向上により仕事に対する意欲及び充実感を高めるため、公的助成制度を活用する等により研修又は訓練を実施し、若しくは表彰制度を整えること。

- (6) 元請負人は、請け負った県発注工事における全ての下請負人に対して、本文及び第1号から前号までについて指導及び助言その他の援助を行うこと。

#### (下請次数の制限)

第5条 元請負人は、請け負った県発注工事の一部について下請契約を締結して施工しようとするときは、その下請の次数を、建築一式工事（鳥取県の工事発注区分における建築一般に限る。以下同じ。）にあっては3次まで、建築一式工事以外の建設工事にあっては2次までとしなければならない。ただし、特段の理由があり、あらかじめ当該県発注工事を監督する県の監督員（以下「監督員」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする場合は、別表1に留意して協議書を作成し、これを監督員に提出しなければならない。

#### (下請負人の選定)

第6条 下請注文者は、下請負人を選定するに当たっては、次の各号に規定する全てを満たす者の中から選定しなければならない。

- (1) 県発注工事の施工に関し、建設業法に違反する者ではないこと。
  - (2) 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に基づく入札参加制限を受けている有資格者でないこと。
  - (3) 下請注文者の直接契約締結する相手方は、社会保険等又は国民健康保険等の適切な保険に加入している者（以下「保険加入者」という。）であること。ただし、元請負人を除く下請注文者がやむを得ず保険加入者以外の者を直接契約する相手方に選定する場合は、元請負人は、契約に先立って早期に適切な保険への加入手続を進めるよう指導するとともに、当該下請注文者から事情を確認した上で「保険未加入者選定報告書」を次条第5号に定める期限内に県へ提出しなければならない（この場合、社会保険等適用除外者に対する社会保険等への加入の指導又は現場からの排除といった過誤がないよう、十分に注意すること。）。
  - (4) 下請注文者（下請の次数が2次までの下請注文者に限る。）が契約締結する相手方は、県内に本店を有する者（以下「県内業者」という。）であること。ただし、特段の理由があり、元請負人があらかじめ監督員の承認を受けた場合は、県外に本店を有する者とすることができる。
  - (5) 前号ただし書の規定による場合にあっても、県内に営業所を有し、当該営業所の存する地域の経済振興又は雇用の確保に当たって貢献している者（以下「県外貢献業者」という。）であること（前号の承認の際に、特段の理由があり県外貢献業者に限定しないことの承認を受けた場合を除く。）。
- 2 前条第2項の規定は、前項第4号ただし書の規定による承認に準用する。

#### (下請契約の締結に当たっての遵守事項)

第7条 下請注文者は、下請契約（変更契約を含む。以下同じ。）の締結に当たって、次の各号の規定を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約の請負代金の額の決定に当たっては、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書（金入り）等を参照し、第4条第1号に規定する金額が確保された請負契約の締結に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議すること。
- (2) 下請契約の請負代金の額の決定に当たっての見積は、建設業法第20条第1項の規定の趣旨を尊重するとともに、下請注文者は下請負人に対して法定福利費を内訳明示した標準見積書の提出を書面によ

り求め、提示された場合はこれを尊重するよう努めること。

- (3) 県発注工事に着手する前に、建設工事標準下請契約約款（平成 22 年 7 月 26 日中央建設業審議会決定）又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、元請負人にとっては別表 2 の条項を、元請負人以外の下請注文者にとっては別表 3 の条項を追加して記載した書面により下請契約を締結すること。
- (4) 下請注文者は、下請契約締結前に「下請契約遵守事項報告書」により、その契約手続等の適否を確認すること。
- (5) 元請負人は、県に対して、下請契約締結の日（元請負人を除く下請注文者の行った下請契約締結を含む。）の翌日から起算して 20 日以内に建設業法第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳及び施工体系図の写し並びに同法施行規則第 14 条の 2 及び同規則第 14 条の 4 に規定する添付書類並びに別に県が添付を求める書類及び前項に定める「下請契約遵守事項報告書」（元請負人を除く下請注文者分は写し）を提出すること。

#### （帳簿書類等の備付け）

第 8 条 元請負人は県発注工事ごとに前条第 5 号で提出した書類等を現場に備え付け、次条第 1 項及び第 4 項、その他必要に応じて実施する県の調査等に協力しなければならない。

#### （確認、指示等）

- 第 9 条 県は、この指針の適正な施行を確保するため、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領（平成 16 年 3 月 11 日付管第 2313 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく現場実態調査により、県発注工事の現場に立入り、指針の施行状況を調査するものとする。
- 2 県は、元請負人に対してこの指針の遵守を求めるとともに、下請負人においてもこの指針の遵守が確保されるよう、元請負人に対して、下請負人に対する指導、是正の要求その他の必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
  - 3 下請負人は、元請負人から前項に規定する指導を受け、又は是正の要求その他の必要な措置を講ずるよう求められたときは、これに誠実に対応しなければならない。
  - 4 県は、元請負人又は下請負人がこの指針に定める事項に違反し又は違反しているおそれがあり、県発注工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認められるときは、元請負人又は下請負人の本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所に立入り、帳簿その他の物件の調査を求めるものとする。

#### 附 則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日以降に調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。ただし、第 6 条第 1 項第 3 号の規定は、同年 7 月 1 日以降に調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この改正は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 第 6 条第 1 項第 3 号の改正規定並びに様式第 1 号（第 7 条関係）中の No. 3 の改正項目及び記入要領 4 の改正規定は、平成 27 年 12 月 31 日までに調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事にあつては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成 29 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項第 3 号の改正規定（ただし書を除く。）並びに様式第 2 号（第 7 条関係）中の No. 3 の改正項目は、平成 29 年 9 月 30 日までに調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事にあつては、なお従前の例による。

## 別表 1 (第 5 条関係) 下請制限除外に係る協議書作成要領

下請制限除外について協議するに当たっては、下記に留意すること。

当該協議書様式は、工事に関する協議書等取扱要領（平成 11 年 10 月 5 日付管第 435 号鳥取県土木部長通知）に定める受注者発議用「工事に関する承諾・協議書」を活用して差し支えない。この場合は、「承諾協議事項」欄に下記 2 の記載事項を記載すること。

### 1 監督員との協議者

監督員に対する協議者は、元請負人に限る。例えば、2 次下請業者を選定するに当たって県外業者を選定しなければならない特段の理由がある場合は、1 次下請業者は元請負人に協議し、これを受けた元請負人が監督員に協議するものとする。

### 2 協議書記載事項

#### (1) 協議事由

記載例：鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（第 5 条第 1 項・第 6 条第 1 項第 4 号・第 6 条第 1 項第 5 号）に基づき、下請制限の除外（次数制限・県内業者優先選定・県外貢献業者優先選定）を協議します。

#### (2) 協議理由

注意：下記 3 に留意して、客観的かつ具体的に協議理由を記載すること。

#### (3) 下請工事の内容

#### (4) 下請負人予定者

### 3 協議理由記載に当たっての留意事項

該当条項	協議理由記載に当たっての留意事項
第 5 条第 1 項 (次数制限)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該下請施工しようとする工事が、次数制限を超える重層下請による方法でしか施工できない客観的かつ具体的な理由を記載すること。</li> <li>2 制限次数内で並列的に下請を出す方法では施工できず、直列的な重層下請による方法でしか施工できない等の理由を示すこと。</li> </ol> <p>* 次数制限の解除がやむを得ないと認められる場合の例としては、トンネル工事のような大規模なもので、県内業者では技術的に施工できない内容の専門工事を 1 次下請として出す必要があり、当該下請工事の内容中に当該工事を請け負った業者が技術的に施工できず、かつ、1 次下請発注時においては分離し難い内容の専門工事が含まれる場合で、2 次下請においても同様の事情が生じるもの等が考えられる。</p> <p>* なお、次の例のように、適正に施工管理を行っていれば回避することができるようなものを理由とすることは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の手持ち工事量が多い。</li> <li>・契約中の下請負人の中に、当該工事について施工能力を有する者がいない。</li> </ul>
第 6 条第 1 項第 4 号 (県内業者優先) 第 6 条第 1 項第 5 号 (県外貢献業者優先)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下請施工しようとする当該工事に関して、県内業者・県外貢献業者に施工させることができない客観的かつ具体的な理由を記載すること。</li> <li>2 県内業者・県外貢献業者では技術的に施工できない特殊で専門的な工事又は県内業者で施工できても工程的に間に合わない等の特段の理由を示すこと。</li> </ol>

## 【1次下請用】

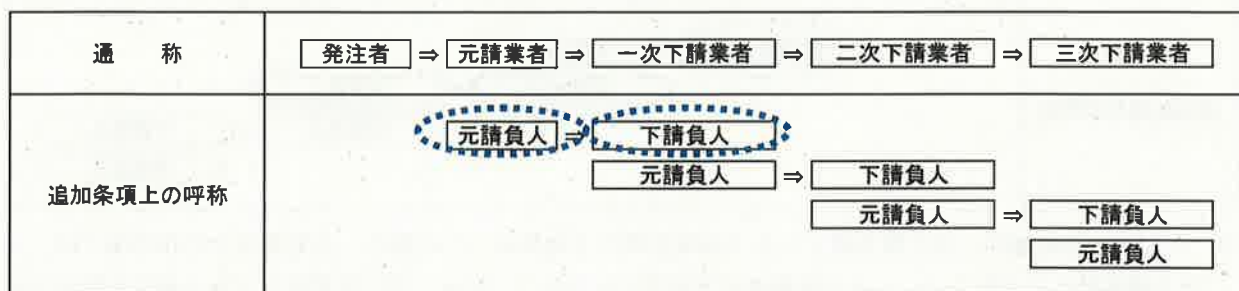
(県発注工事を県から直接請け負った元請負人が下請契約を締結する場合用)

(鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守)

第 条 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）に規定する事項を互いに遵守しなければならない。

- 2 元請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県から是正の指示があった場合は、速やかに是正するものとする。
- 3 下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、元請負人から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに是正等に応じるものとする。
- 4 元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第9条第1項及び第4項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県に協力するものとする。
- 5 下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表3の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考：別表2における元請負人及び下請負人の契約関係図】



注：点線で囲まれた元請負人と下請負人との間での下請契約においてのみ、本書条項を追加してください。  
これ以外の下請契約においては、別表3の追加条項を追加してください。

## 【2次下請以下用】

(下請負人が元請負人として下請契約を締結する場合用)

(鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守)

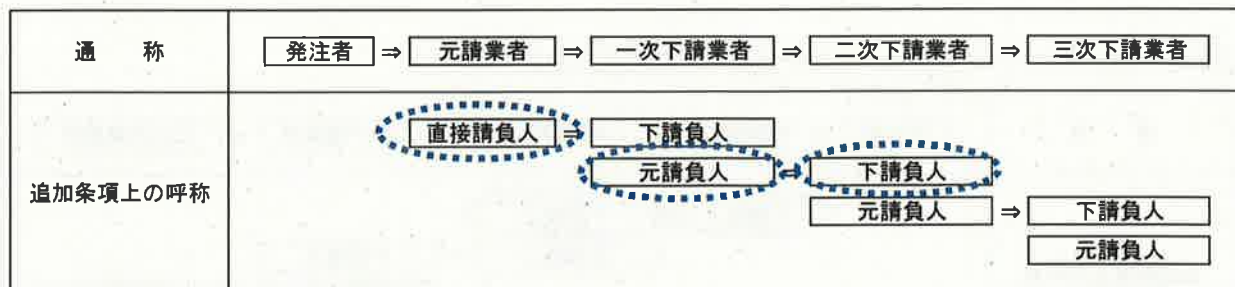
第 一 条 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）に規定する事項を互いに遵守しなければならない。

2 元請負人及び下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県からこの契約の基となった県発注工事を直接請け負った元請負人（以下「直接請負人」という。）から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに是正等に応じるものとする。

3 元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第9条第1項及び第4項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県及び直接請負人に協力するものとする。

4 下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表3の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考：別表3における元請負人及び下請負人の契約関係図】



注：上記表の通称欄の一次下請業者と二次下請業者間の下請契約（この場合、追加条項上の呼称欄では、一次下請業者が元請負人に、二次下請業者が下請負人になる。）、又は二次下請業者と三次下請業者間の下請契約など、元請業者と一次下請業者間の下請契約以外の下請契約において、本書条項を追加してください。

なお、追加条項上の直接請負人とは、通称欄の元請業者に該当します。



報告書提出年月日 平成 年 月 日  
 報告書作成年月日 平成 年 月 日

## 保険未加入者選定報告書

（報告書作成者：県と直接契約関係にある元請負人）

商号又は名称

代表者氏名

印

保険未加入者の商号又は名称：	
1 保険未加入者を選定した具体的な理由	
2 当該保険未加入者に対する保険加入指導状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険加入指導を行った日（ 年 月 日）</li> <li>・ 保険未加入者に行った加入指導の内容</li>   <li>・ 保険未加入者の保険加入手続完了時期（見込み） （ 年 月 日）</li> </ul>
3 当該保険未加入業者が加入指導後も保険加入できない場合の理由	具体の理由を詳細に記載すること

報告書提出年月日 平成 年 月 日  
 報告書作成年月日 平成 年 月 日

## 下請契約遵守事項報告書

（報告書作成者：当該下請工事における下請注文者）

商号又は名称

代表者氏名

印

下請負人の商号又は名称：				
No.	項 目	はい	いいえ	「いいえ」 の理由
1	下請契約の締結に当たり、指針第4条第1号に規定する金額が確保されるよう努めた。			—
2	指針第5条第1項（次数制限）に違反する下請契約ではない。			—
3	指針第6条第1項第3号（保険未加入者との下請契約締結制限）に違反する下請契約ではない。			
4	指針第6条第1項第4号（県内業者優先）及び第5号（貢献県外業者優先）に違反する下請契約ではない。			—
5	指針第7条第1号の規定に基づき、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書（金入り）等を参照し、適正な価格での契約に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議した。			—
6	指針第7条第2号の規定に基づき、下請予定者に対して、法定福利費の内訳を明示した標準見積書の提出を書面により依頼し、標準見積書が提示された場合はこれを尊重した。			
7	指針第7条第3号の規定に基づき、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、指針別表2又は3に掲げる条項を追加して記載することとしている。			—

〔記入要領〕

- 1 下請注文者は、当該県発注工事に係る全ての下請契約締結前に、その手続等の適否について、上記項目により確認すること。
- 2 確認項目中、「いいえ」の項目があった場合は、契約の締結前に改善すること。
- 3 確認項目No.2及び4について、元請負人が監督員から特段の理由がある場合の承認を受けている場合は「はい」とすること。
- 4 確認項目No.3及び6について、「いいえ」となることが認められるためには、No.3においては2次以下の下請契約をやむを得ず保険加入者以外の者と締結する場合、No.6においては標準見積書の作成を依頼しているにも関わらず下請負人が作成しない場合など、合理的な理由が必要である。
- 5 元請負人が下請契約を締結したときは、下請契約締結の日の翌日から起算して20日以内に施工体制台帳等の写し及びこれの添付書類とともに本書を県に提出すること。  
また、元請負人以外の下請注文者が下請負契約を締結したときは、元請負人に対して遅滞なく再下請負通知書及びこれの添付書類とともに本書を提出し、それを受けた元請負人は、その写し等を当該下請契約締結の日の翌日から起算して20日以内に県に提出すること。
- 6 1から5の要領は、変更契約時も同様とする。

若者にとって働きがいのある建設業であるために

## みんなで、適切な賃金水準を確保！ 社会保険等への加入を徹底！

まじめに働く職人が報われるために



### 【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

- ◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に約11.5%、平成26年2月には約6.6%、平成27年2月には約4.1%、平成28年2月には約3.6%、平成29年3月には約3.2%、平成30年3月には約3.1%引き上げ、また平成31年3月には約1.4%引き上げ、平成24年度に比べ約38.3%の上昇となりました。

### 技能労働者への適切な水準の賃金支払


- 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

### 社会保険等への加入徹底

- 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下請契約を締結しましょう
- 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

#### 元請による下請への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

- 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
- 未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき

 社会保険適用除外者(従業員が4人以下の個人事業主や一人親方)や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

#### 請負契約における法定福利費の確保 (標準見積書の活用)

- 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、提示された場合、これを尊重しましょう

- 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう



## 公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成25年に11.5%、平成26年2月に6.6%、平成27年2月に4.1%、平成28年2月に3.6%、平成29年3月に3.2%、平成30年3月に3.1%、平成31年3月に1.4%引き上げられ、平成24年度に比べ約38.3%の上昇となりました。主要10職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職種	単価(円)								
	H24.4	H24.4比 H25.4	対H25.4比 H26.2	対H26.2比 H27.2	対H27.2比 H28.2	対H28.2比 H29.3	対H29.3比 H30.3	対H30.3比 H31.3	上昇率 対H24.4比
特殊 作業員	13,800	10.9% 15,300	3.9% 15,900	1.3% 16,100	5.6% 17,000	0.0% 17,000	2.9% 17,500	4.0% 18,200	31.9%
普通 作業員	10,800	11.1% 12,000	4.2% 12,500	1.6% 12,700	8.7% 13,800	0.0% 13,800	2.9% 14,200	4.2% 14,800	37.0%
軽 作業員	9,500	14.7% 10,900	3.7% 11,300	0.9% 11,400	6.1% 12,100	0.0% 12,100	3.3% 12,500	4.0% 13,000	36.8%
とび工	15,000	12.0% 16,800	7.1% 18,000	5.0% 18,900	5.3% 19,900	3.0% 20,500	3.4% 21,200	0.5% 21,300	42.0%
鉄筋工	14,900	12.1% 16,700	7.2% 17,900	5.0% 18,800	5.3% 19,800	2.5% 20,300	3.0% 20,900	0.5% 21,000	40.9%
運転手 (特殊)	12,900	10.9% 14,300	3.5% 14,800	1.4% 15,000	5.3% 15,800	0.0% 15,800	3.2% 16,300	4.3% 17,000	31.8%
運転手 (一般)	11,100	10.8% 12,300	4.9% 12,900	1.6% 13,100	6.1% 13,900	0.0% 13,900	2.9% 14,300	4.2% 14,900	34.2%
型わく 工	14,600	12.3% 16,400	7.3% 17,600	5.1% 18,500	5.4% 19,500	2.6% 20,000	3.0% 20,600	0.5% 20,700	41.8%
大工	14,900	12.1% 16,700	7.2% 17,900	5.0% 18,800	5.3% 19,800	2.5% 20,300	3.0% 20,900	0.5% 21,000	40.9%
左官	14,200	12.0% 15,900	7.5% 17,100	5.3% 18,000	5.6% 19,000	2.6% 19,500	3.1% 20,100	0.5% 20,200	42.3%

### 【公共工事設計労務単価とは？】

- ・公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者51職種について定めています。
- ・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- ・労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

1. 基本給相当額 基本給（法定福利費本人負担相当額を含む。）及び出来高給
2. 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
3. 臨時の給与 賞与（ボーナス）など
4. 実物給与 通勤定期や食事の支給など

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

- ・新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、**労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。**

【例】普通作業員（14,800円/日、20日/月勤務）の場合

月当たり14,800(円/日)×20(日)=296,000円となり、これは上記枠内の1.～4.により算定した年収(3,552千円)を12ヶ月で除したものに相当し、法定福利費(雇用保険、医療保険及び年金保険)の本人負担相当額(約15%)が含まれています。

鳥取県県土整備部県土総務課

# 公共工事設計労務単価と法定福利費

— 適正な金額での下請契約のために —

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出にあたっては、下記を参考にしてください。

## 代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（H31.3.1時点）

### ■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
				労務費	器具及び諸雑費
鉄筋工 ※1	D10～D51	t	55,000 円 (100.0%)	53,570 円 (97.4%)	1,430 円 (2.6%)
足場工	手摺先行型 足場	掛㎡	3,233 円 (100.0%)	1,797 円 (55.6%)	1,436 円 (44.4%)
型枠工 ※2	鉄筋・無筋 構造物	㎡	6,573 円 (100.0%)	5,345 円 (81.3%)	1,228 円 (18.7%)

※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H4歩掛の構成比率から算定。

※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>

注) 下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要です。

### ■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	②うち労務費		③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)
			うち労働者負担分 法定福利費	
鉄筋工	55,000 円/t	53,570 円/t	8,258 円/t	8,627 円/t
足場工	3,233 円/掛㎡	1,797 円/掛㎡	277 円/掛㎡	289 円/掛㎡
型枠工	6,573 円/㎡	5,345 円/㎡	824 円/㎡	861 円/㎡

◎労働者負担分の算定式 労務費×154.15÷1,000

◎事業主負担分の算定式 労務費×161.05÷1,000

※H31.3.1時点の率

●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価) + ③(事業主負担分法定福利費)

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

鳥取県県土整備部技術企画課

# 熱中症予防のために

## 暑さを避ける

### 室内では・・・

- ▶ 扇風機やエアコンで温度を調節
- ▶ 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ▶ 室温をこまめに確認
- ▶ WBGT値※も参考に

### 外出時には・・・

- ▶ 日傘や帽子の着用
- ▶ 日陰の利用、こまめな休憩
- ▶ 天気の良い日は、日中の外出をできるだけ控える

### からだの蓄熱を避けるために

- ▶ 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ▶ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

※WBGT値：気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数  
運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。  
環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、観測値と予想値が掲載されています。

## こまめに水分を補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。



### 熱中症の症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
  - 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
- 重症になると、
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症

検索



厚生労働省

# 熱中症が疑われる人を見かけたら

## 涼しい場所へ

エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所へ避難させる

## からだを冷やす

衣服をゆるめ、からだを冷やす

(特に、首の回り、脇の下、足の付け根など)

## 水分補給

水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



**自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう！**

### <ご注意>

#### 暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

#### 高齢者や子ども、障害者・障害児は、特に注意が必要です

- ・ 熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調整機能も低下しているため、注意が必要です。
- ・ 子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので、気を配る必要があります。
- ・ のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分補給しましょう。暑さを感じなくても室温や外気温を測定し、扇風機やエアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

#### 節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください

気温や湿度の高い日には、無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使いましょう。

## 熱中症についての情報はこちら

### ▷ 厚生労働省

熱中症関連情報 [施策紹介、熱中症予防リーフレット、熱中症診療ガイドラインなど]

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)

「健康のため水を飲もう」推進運動

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/nomou/>

職場における労働衛生対策 [熱中症予防対策]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei02.html>

### ▷ 環境省

熱中症予防情報 [暑さ指数 (WBGT) 予報、熱中症環境保健マニュアル、熱中症予防リーフレットなど]

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

### ▷ 気象庁

熱中症から身を守るために [気温の予測情報、天気予報など]

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

異常天候早期警戒情報

<http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>

### ▷ 消防庁

熱中症情報 [熱中症による救急搬送の状況など]

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9\\_2.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html)



# STOP! 熱中症

令和元年5月～9月

## クールワークキャンペーン



### — 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。  
**確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!**

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> <b>暑さ指数（WBGT値）の把握の準備</b>	JIS規格「JIS B 7922」に適合した <b>暑さ指数計</b> を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/> <b>作業計画の策定など</b>	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう <b>余裕を持った作業計画</b> をたてましょう。 
<input type="checkbox"/> <b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b>	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 <b>暑さ指数を下げる方法</b> を検討しましょう。また、作業場所の近くに <b>冷房</b> を備えた休憩場所や <b>日陰</b> などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/> <b>服装などの検討</b>	<b>通気性のいい作業着</b> を準備しておきましょう。 <b>送風機能のある作業服</b> や <b>クールベスト</b> なども検討しましょう。 
<input type="checkbox"/> <b>教育研修の実施</b>	熱中症の防止対策について、 <b>教育</b> を行いましょ。 
<input type="checkbox"/> <b>熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立</b>	熱中症に詳しい人の中から <b>管理者を選任</b> し、事業場としての <b>管理体制を整え</b> ましょう。 
<input type="checkbox"/> <b>緊急事態の措置の確認</b>	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）

## キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP  
1

### ☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP  
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、暑さ指数に応じて <b>作業の中止</b> 、 <b>こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り</b> 、 <b>1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	① <b>糖尿病</b> 、② <b>高血圧症</b> 、③ <b>心疾患</b> 、④ <b>腎不全</b> 、⑤ <b>精神・神経関係の疾患</b> 、⑥ <b>広範囲の皮膚疾患</b> 、⑦ <b>感冒</b> 、⑧ <b>下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
<input type="checkbox"/>	<b>日常の健康管理</b> など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP  
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

#### ☐ **異常時の措置**

～少しでも異常を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。



## 建設工事現場における熱中症予防対策について

### 1 安全衛生教育関係

各現場の主任（監理）技術者様及び現場代理人様は、別表1、別表2を参考に安全衛生教育でご利用いただき、熱中症予防に取り組んでくださいますようお願いいたします。

#### 厚生労働省通知より抜粋

##### (4)「4 労働衛生教育」関係

労働者に対する安全衛生教育は確実に実施されるよう、高温多湿作業場所における作業を管理する者に対しては、別表1に基づく安全衛生教育を行うこと。なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体等が行う教育を活用すること。

また、労働者に対する労働衛生教育は継続的に行うことが望ましいことから、雇入れ時又は新規入場時教育等の中で別表2に示す内容について教育するとともに、日々の朝礼等の際にも、繰り返し教育することが望ましいこと。

なお、教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき項目をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び緊急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などが活用できること。

職場における熱中症予防対策マニュアル（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/O000164083.html>

環境省熱中症予防サイト（環境省 HP）

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

高温注意情報（気象庁 HP）

<http://www.data.jma.go.jp/fcd/yoho/data/kouon/index.html>

### 2 熱中症の症状と救急処置について

熱中症を疑わせる具体的な症状については別表3の「熱中症の症状と分類」を、具体的な緊急処置については図1の「熱中症の救急処置（現場での応急処置）」を参考としてください。

### 3 建設現場における熱中症対策事例集について

現場における熱中対策について、国土交通省の対策事例「別紙1」を参考に各現場において取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 4 暑さ指数（WBGT 値）の活用について

WBGT 値を活用した熱中症対策について、「別紙2」を参考に各現場においても取り組んでいただきますようお願いいたします。

別表 1

## 作業を管理する者向けの労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の概要</li> <li>・ 職場における熱中症の特徴</li> <li>・ 体温の調節</li> <li>・ 体液の調節</li> <li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>	30分
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WBGT値（意味、基準値に基づく評価）</li> <li>・ 作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備等）</li> <li>・ 作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等）</li> <li>・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等）</li> <li>・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法）</li> <li>・ 熱中症予防対策事例</li> </ul>	150分
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡網の作成及び周知</li> <li>・ 緊急時の救急措置</li> </ul>	15分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の災害事例</li> </ul>	15分

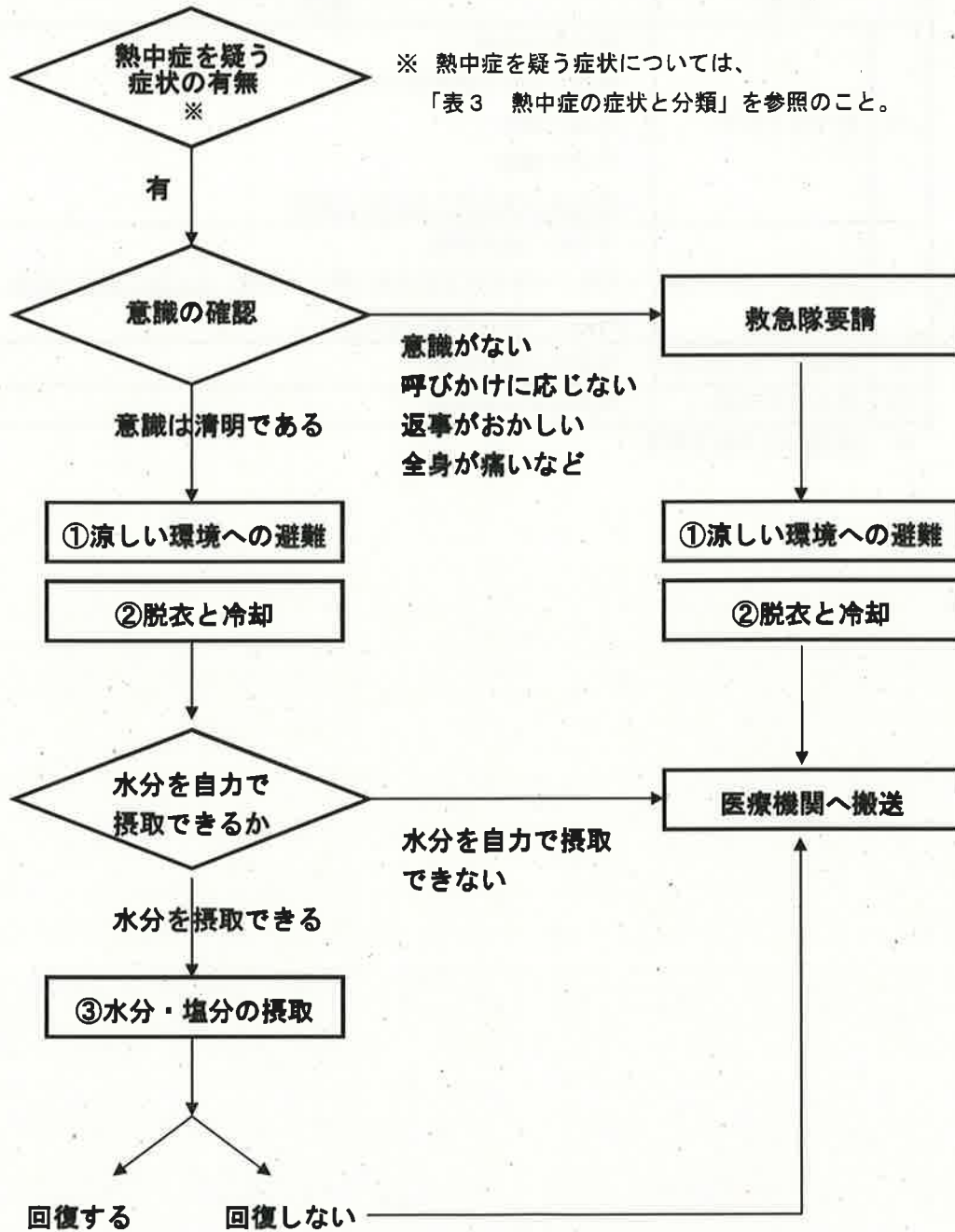
別表 2

## 労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱中症の概要</li><li>・ 職場における熱中症の特徴</li><li>・ 体温の調節</li><li>・ 体液の調節</li><li>・ <u>熱中症が発生する仕組みと症状</u></li></ul>
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ WBGT値の意味</li><li>・ 現場での熱中症予防活動（熱への順化、<u>水分及び塩分の摂取</u>、<u>服装</u>、<u>日常の健康管理等</u>）</li></ul>
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>緊急時の救急措置</u></li></ul>
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱中症の災害事例</li></ul>

※ 下線部は日常教育事項

図1：熱中症の救急処置（現場での応急処置）



※ 上記以外にも体調が悪化するなどの場合には、必要に応じて、救急隊を要請するなどにより、医療機関へ搬送することが必要であること。

熱中症の症状と分類

分類	症状	重症度
I 度	<p>めまい・失神            (「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともある。)</p> <p>筋肉痛・筋肉の硬直            (筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分(ナトリウム等)の欠乏により生じる。これを“熱痙攣”と呼ぶこともある。)</p> <p>大量の発汗</p>	小
II 度	<p>頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感            (体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態である。)</p>	
III 度	<p>意識障害・痙攣・手足の運動障害            (呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。)</p> <p>高体温            (体に触ると熱いという感触がある。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当する。)</p>	大

**建設現場における熱中症対策事例集**

**平成29年3月  
国土交通省 大臣官房 技術調査課**



「熱中症」は、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称である。

その症状は、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等が現れる。

気温の高い夏季に熱中症が多く発生しており、職場における熱中症による死亡災害者数は毎年20名前後に及んでいる。特に、業種別に見ると、死亡災害は最も多く発生しているところである。

このような状況を踏まえ、国土交通省発注工事では、従来「イメーリアップ経費」として計上していた費用について、「現場環境改善費」と名称を改め、最新の実績データに基づき経費率を見直すとともに、安全関係の計上項目として熱中症予防が含まれることを明記したところである。

本冊子は、建設工事における熱中症による労働災害を防止する一助として、建設現場での対策事例を集めたものである。各地方整備局等の発注工事における事例を収集し、その中から参考となるものを記載するとともに、熱中症についての知識や認識を深められるように各種情報も整理し取りまとめた。

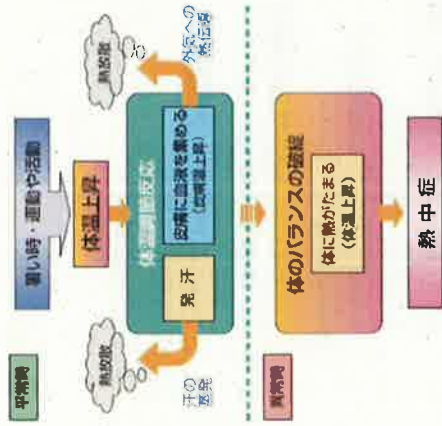
本事例集を活用し、熱中症対策に万全を期したい。

はじめに	1
1. 熱中症とは	2
(1) 熱中症はどのような起こるのか	2
(2) 熱中症の症状	3
(3) 熱中症の発生状況	4
2. 作業環境管理	5
(1) 気象情報の入手	5
(2) 暑さ指数 ( WBGT 値) の計測と周知	6
(3) 暑さ指数 ( WBGT 値) の低減	7
(4) 休憩場所の整備など	8
3. 作業管理	10
(1) 作業時間の短縮など (事例)	10
(2) 水分・塩分の摂	10
(3) 通気性の良い服装など	11
4. 健康管理	12
(1) 労働者の健康状態の確認	12
(2) 作業中の巡視	13
(3) チェックシートの活用	15
5. 労働衛生教育	16
6. 参考資料	17

# 1 熱中症とは

## (1) 熱中症はどのように起こるのか

熱中症の起こり方については、環境省「熱中症環境保健マニュアル2014」によると以下のとおり。



熱放散には、体から直接熱が外気に逃げる放射や伝導、対流などがあります。しかし、外気温が高くなると熱が逃げにくくなります。一方、汗は蒸発する時に体から熱を奪います。高温時は熱放散が小さくなり、汗の蒸発による気化熱が体温を下げる働きを失ってしまいます。汗を 温、多湿、風が弱い輻射源（熱を発生するもの）があるなどの環境では、体から外気への熱放散が減少し、汗の蒸発も不十分となり、熱中症が発生しやすくなります。

図1 熱中症の起こり方



熱中症の発症には、からだ（体調、性別、年齢、暑熱順化の程度など）と環境（気温、湿度、輻射熱、気流など）及び行動（活動強度、持続時間、休憩など）の条件が複雑に関係します。

図2 体温調節反応と熱中症の病態 (提供 京都女子大学名誉教授 中井誠一氏)

【出典：環境省熱中症環境保健マニュアル2014】

## (2) 熱中症の症状

熱中症にはさまざまな症状が現れるが、その症状については、環境省「熱中症環境保健マニュアル2014」によると以下のとおり。

「暑熱環境にさらされた」という条件での体調不良はすべて熱中症の可能性がありますが、「立ちくらみ」、熱けいれんは全身けいれんではなく「筋肉のこむらえり」です。熱疲労は、全身の倦怠感や脱力、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢などが見られます。また、熱中症の重症度を「具体的な治療の必要性」の観点から、I度（現場での応急処置で対応できる軽症）、II度（入院して集中治療の必要がある重症）に分類しました。（表1）

表1 熱中症の症状と重症度分類

分類	症状	症状から見た診断	重症度
I度	めまい・失神 「立ちくらみ」といつか脱で、脳への血流が断続的に十分にならなくなったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛、筋肉の痙攣 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウムなど）の欠乏により生じます。 手足のしびれ、気分不良	熱失神(熱中症) 熱けいれん	
II度	頭痛・吐き気・嘔吐・めまい・脱力感 体がぐったりする、力が入らないなどがあり、「いつもと様子が違う」程度のよく軽い意識障害を認めることがあります。	熱疲労(熱ひばい)	
III度	II度の症状に加え、意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある(全身のけいれん)、真直ぐ走れない・歩けないなど 高体温 これらは、医療機関での採血により判明します。	熱射病	

【出典：環境省熱中症環境保健マニュアル2014】

(3) 熱中症の発生状況

過去5年間（平成23～27年）の業種別の熱中症による死傷者をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約5割がこれらの業種で発生している。

熱中症は6月から9月にかけて多く発生し、死亡災害では7月と8月に多く発生している。発生時刻は、午後2時から午後4時台までに多発しているが、朝9時台の作業開始後からも発生しており、必ずしも日中に限らず、朝・夕刻でも発生しているのに注意が必要である。

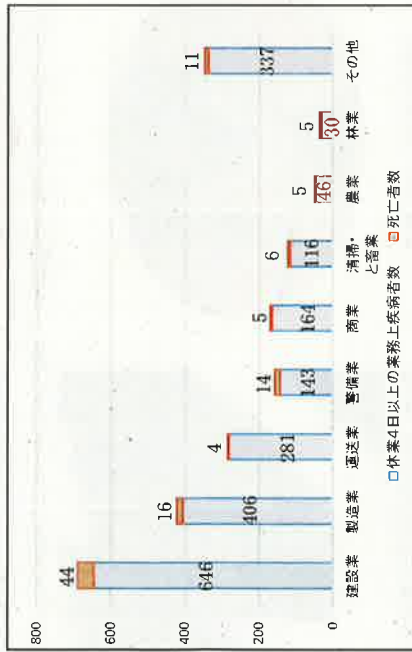


図2 熱中症による死傷者数(業種別)

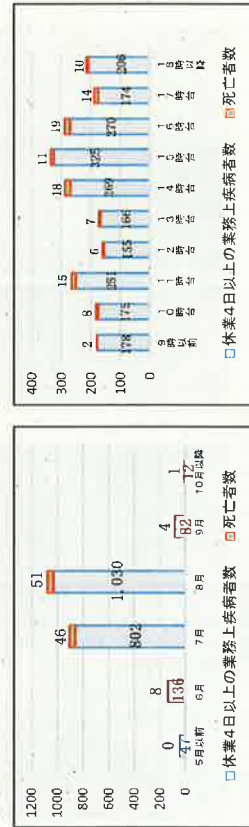


図3 熱中症による死傷者数(月別件)

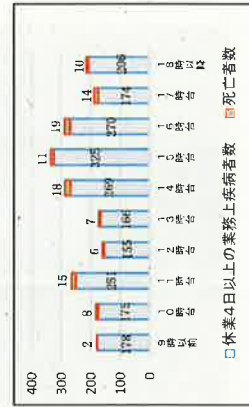


図4 熱中症による死傷者数(時間帯別)

(1) 気象情報の入手

熱中症の発生しやすい季節（6月から9月）においては積極的に気象情報を入力し、対策をとることが必要である。以下に関係情報を提供するサイトを紹介します。

■ 気象の観測・予測情報の提供、注意喚起（気象庁）  
 全国各地の気温の観測情報をリアルタイムで提供するとともに、気温の予測情報を提供。特に、気温が高くなることやその状態が数日続くことが予想された場合、気象情報（※）で注意喚起を実施。 ※ 「高温注意情報」、「高温に関する気象情報」、「高温に関する異常天候早期警戒情報」  
 (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kurashi/netsu.html>)

■ 暑さ指数 (WBGT) ※の提供 (環境省)  
 全国約840地点の暑さ指数(WBGT)の予測値を算出し、環境省「熱中症予防情報サイト」上で当日、翌日、翌々日の3日間分について、3時間毎の予測値を毎日公開。提供期間としては、熱中症患者の発生時期を考慮し、5月中旬～10月中旬に実施。  
 (<http://www.wbgt.env.go.jp/>)



図5 暑さ指数(WBGT)の提供提供事例

※暑さ指数 (WBGT) についてはP17参照

図2、3、4：平成27年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況(厚生労働省資料)より

## (2) 暑さ指数 (WBGT値) の計測と周知

現場の気象状況 (暑さ指数: WBGT値) を把握することや、熱中症予防情報メールサービスやスマートフォンアプリを活用するなど、注意喚起を行っている。



▲現場における暑さ指数(WBGT値)の計測



▲警告メールの自動送信



▲熱中症予防アプリの活用 (スマートフォン用)



▲携帯型の黒玉付熱中症計 (WBGT値)



拡大

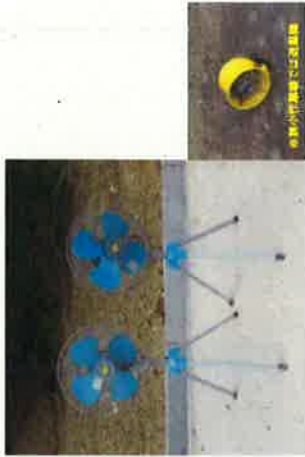
▲環境省熱中症予防情報メールサービスに登録し、情報を関係者に周知

## (3) 暑さ指数 (WBGT値) の低減

高温・多湿で無風な状態になりやすい現場条件において、大型扇風機やドライミスト、遮光ネットなどを活用して、暑さ指数 (WBGT値) の低減を図っている。



▲足場に遮光ネット+ドライミスト



▲作業場用大型扇風機



▲散水による現場の温度低下



▲仮締切内に扇風機+ドライミスト



▲鋼矢板内の作業時における送風機の設置



▲遮光材入りのメッシュシートによる日除け設備と大型扇風機の設置

#### (4) 休憩場所の整備など

作業現場の環境改善のほか、下記のような労働者の休憩場所の整備を行っている。

- 作業場所の近隣に冷房やシャワー等、身体を適度に冷やすことのできる設備を設置
- 冷蔵庫や製氷機の備品の設置、経口保水液等効果的な飲料水を常備
- 保守工事等で現場近隣に休憩所を設置できない現場における休憩用の車両を配備



▲エアコン設置



▲給水器設置



▲シャワー室  
(現場近隣の作業宿舎)



▲冷蔵庫、製氷機、自販機の設置  
(経口保水液等効果的な飲料常備)



▲保守工事等、現場に休憩所が確保できない場合の工夫(車内での休憩)

#### (4) 休憩場所の整備など 2



▲現場休憩所に日よけテント  
(ミスト扇風機)



▲簡易休憩所  
クーラーボックス、給水器設置



▲休憩所に設置したベンチは、緊急時には担架として使用できる



▲作業員休息所から離れている箇所に休憩車を配置(車内にクーラーや温冷庫を設置)

### 3 作業管理

#### (1) 作業時間の短縮など

作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連測して行う時間を短縮するなどの熱中症予防対策を行っている。

- 休憩時間の確保
  - ✓ 休憩は1時間に1回とるように指示
  - ✓ 作業員の休憩時間を通常期より長く確保 など
- 携帯型WBGT値計測器を現場職長が携帯し、測定値が嚴重警戒値に達した場合は作業を休止し休憩
- 出勤時刻の前倒し（早出・早帰り）
- 新規雇用者等作業環境への順化ができていないものについては、作業時間や作業内容を配慮

#### (2) 水分・塩分の摂取

自覚症状以上に脱水状態が進行していることもあるので、自覚症状の有無にかかわらず、作業前後の水分の摂取及び作業中の定期的な接種を指導することが大切である。作業前後及び作業中に水分補給が行えるように、経口保水液を常備している。



▲ 熱中給：タブレット、経口保水液の常備



▲ 熱中症対策キットの常備



▲ 対策キットの設置場所の明示

#### (3) 通気性の良い服装など

熱中症予防には、熱を吸収しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用することが望ましいとされている。

しかし、建設現場では、安全衛生上から長袖の作業服やヘルメット、安全チョッキを着用するため、通気性が劣る服装となる。そのため、通気性を確保したヘルメットや作業服、熱を吸収しにくい安全チョッキなどが開発されている。



▲ ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



▲ 遮光チョッキ



▲ 速乾性及び通気性の良い安全チョッキ



▲ 空調服を作業員に配布

## 4 健康管理

### (1) 労働者の健康状態の確認

労働者の健康状態の確認や、各自で健康状態を確認できるように工夫している。

#### ①健康状態自己チェックシート

新規入場～日々随時の体調管理（自己申告）チェック

#### ④尿子チェック（トイレに張り紙）

問題なし  
普段通りに水分を取りましょう

問題なし  
コップ1杯分の水分をとりましょう

1時間以内に250mlの水分を取りましょう  
屋外あるいは発汗していれば、500mlの水分をとりましょう

今すぐ250mlの水分を取りましょう  
屋外あるいは発汗していれば、500mlの水分をとりましょう

今すぐ1000mlの水分を取りましょう  
この色より濃い、あるいは赤/茶色が目立つ場合は、**たらずぐ病院へ行きましょう**

12

### (2) 作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うことや、特に熱中症の発生の恐れのある気象条件時には、巡視を頻繁に行うことが重要である。

WBGT値のリアルタイム計測、携帯型WBGT値測定器により現場職長が測定値を常に確認できるようにしている。また、点在する作業現場への巡回車両に経口保水液や冷却用品を搭載している。



▲熱中症警告アラームおよびWBGT測定器



▲朝礼時に熱中症対策グッズを確認



▲熱中症警戒アラームの携帯による注意喚起

13

(2) 作業中の巡視 2



▲経口保水液や冷却用品を搭載した冷房車両を巡回させ、作業員の健康状態を把握



▲作業責任者に熱中症計を携帯させ、作業員への注意喚起等を実施

(3) チェックシートの活用

熱中症は労働者の体調も大きく関係します。労働者が自らの体調をチェックするため「体調チェックリスト」を活用している。

熱中症に関する健康状態自己チェックシート									
工事名:									
所属会社:									
氏名:									
<p>●この「チェックシート」は、作業員の方が各自で毎日体調をチェックするための「チェックシート」です。                      ●朝出勤と休憩時に、体調をチェックしてください。                      ●休憩時のチェックで症状が認められる方は、すぐに職長又は職員に申し出てください。                      ●職長は各作業員の方のチェックシートを見て、早目の対応に努めてください。</p>									
区分	No.	チェック項目	/	/	/	/	/	/	/
既往症・生活習慣	1	高齢者(65歳以上の人)である。							
	2	心筋疾患、狭心症を患ったことがある。							
	3	これまで熱中症になったことがある。							
	4	高血圧である。							
	5	ふとっている。							
	6	風邪を引いて熱がある。							
	7	下痢をしている。							
	8	二日酔いである。							
	9	朝食を摂らなかった。							
	10	寝不足である。							
重症度Ⅰ	11	めまい、立ちくらみがする。 軽い							
	12	汗がふいてもふいても出てくる。							
	13	手足や体の一部がつる。							
	14	頭がズキンズキンと痛い。							
重症度Ⅱ	15	吐き気がする。							
	16	体がぼろい。							
重症度Ⅲ	17	意識が朦朧する。							
	18	意識が無い。							
	19	体がけいれんする。							
	20	体温が高い。							
	21	呼び掛けに反応していない。							
	22	まっすぐに歩けない。歩れない。 重い							
<p>●熱中症の判断の目安として、体温と脈拍を測る方法があります。以下の欄以上であれば、熱中症の可能性があります。</p>									
<p>●熱中症の疑いがある場合は、速やかに医師の診断を受けてください。</p>									



(1) 安全協議会等での熱中症に関する教育

熱中症の予防には、労働者自らまたは労働者どうしが予防に自発的に取り組みることが重要である。  
安全協議会等において、下記の情報サイト等を活用して資料の提供を行い、熱中症に関する理解促進と注意喚起を行っている。



▲安全衛生教育の一環で、熱中症に関する周知会を実施し、熱中症に関する理解促進と注意喚起を行っている事例

【情報収集のための参考サイト】

■環境省熱中症予防サイト(パソコンサイト)

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

・関連リンク一覧

<http://www.wbgt.env.go.jp/links.php>

・スマートフォンサイト:

<http://www.wbgt.env.go.jp/sp/>

・携帯サイト:

<http://www.wbgt.env.go.jp/kt/>

■厚生省ホームページ

・熱中症関連情報

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/index.html)

(1) 暑さ指数 (WBGT値)

暑さ指数 (WBGT値) とは、人間の熱バランスに影響の大きい「気温」「湿度」「放射熱」の3つを取り入れた温度の指標です。熱中症の危険度を判断する数値として、平成18年から情報提供されている。

暑さ指数 (WBGT値) は乾球温度計、湿球温度計、黒球温度計を使って計算されている。

作業場所における暑さ指数 (WBGT値) が、基準値を超える恐れがある場合には、熱中症にかかる可能性が高くなる。

表2 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝レベル)の例	WBGT基準値	
		熱に順化している人(℃)	熱に順化していない人(℃)
0 安静		33	32
1 低代謝	楽な歩行 軽い手作業(書く、タイピング、指く、縫う、清拭) 手及び腕の作業(小さいペンチ、ドライバー、点検、組み立て) 軽い材料の区分け 腕と足の作業(荷物の移動、足のスライディング、ベダルの操作) 立位 ドリル(小さい部分) フライス盤(小さい部分) コイル巻きの 小さい力の道具の操作 およそ1時間の歩行(速さ3.5km/h)	30	29
2 中程度代謝	歩行した際の作業(くさび打ち、盛土) 腕と脚の作業(トラックのオフロ掃除、トラックター及び機送作機) 腕と脚の作業(空気のハンマーの作業、トラクター組立て、しゅうまい、中程度の重さの短剣を断続的に持つ作業、重たいしり、重たい荷物や野原を掘む) 軽々な自転車や手押し車を引いたりする 3.5~5.5km/hの速さで歩く 歩行	28	26
3 高代謝	速度の速い脚の作業 重い材料を運ぶ 大ハンマー作業 急降 速いスピードで走ること 5.5~7.5km/hの速さで歩く 重い荷物や手押し車を引いたりする 鉄道を引く コンクリートブロックを積む	25	23
4 最高代謝	最大歩行速度で最も激しい活動 おのれを走らせる おのれを走らせる 歩行を含む、走る、7km/h以上で歩く	23	20

※ 本表は、日本工業規格JIS S 5041「人間工学—WBGT(暑さ指数)指標に関する作業者の熱ストレスの指標—暑熱環境」所収のWBGT熱ストレス指標(作業)に基づき、同表に示す代謝レベルを具体的な作業レベルに置き換えて作成したものです。  
※ 熱に順化していないとは、作業する直前の測定値に比べて急激に暑さを感じたことなどを指します。

表2: 環境省熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.jp.php>)  
及び「熱中症を予防しよう」リーフレット(厚生労働省)より

## 熱中症が疑われた場合の現場での応急措置

現場における応急処置については、厚生労働省「職場における熱中症予防対策マニュアル」によると以下のとおり。

- ① 涼しい環境への避難  
風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させましょう。
- ② 脱衣と冷却
  - ・衣服を脱がせて、**体から熱の放散を助けます**。きついベルトやネクタイ、下着はゆるめて風通しを良くします。
  - ・露出させた皮膚に水をかけて、うちわや扇風機などで扇ぐことにより**体を冷やします**。下着の上から水をかけても良いでしょう。
  - ・水のうなどがあれば、それを**前額部の両脇、腋窩部(脇の下)、鼠径部(大腿の付け根の前部、股関節部)**に当てて皮膚の直下をゆっくりに流れている**血液を冷やす**ことも有効です。
  - ・深部体温で40℃を超えると全身けいれん(全身をひきつける)、血液凝固障害(血液が固まらない)など危険な症状も現れます。
  - ・**体温の冷却はできるだけ早く行う**必要があります。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げるかにかかっています。
  - ・救急車を要請したとしても、その到着前から冷却を開始することが求められます。
- ③ 水分・塩分の補給
  - ・**冷たい水を持たせて、自分で飲んでもらいます**。同時に脱水の補正も可能です。
  - ・大量の発汗があった場合には汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適です。食塩水(水1ℓに1～2gの食塩)も有効です。
  - ・応答が明瞭で、**意識がはっきりしている**ならば、口から冷やした**水分をどんどん与えてください**。
  - ・「呼び掛けや刺激に対する反応がおかしい」、「応えない(意識障害がある)」「時には誤って水分が気道に流れ込む可能性があります。また「吐き気を訴える」「ない」「吐く」という症状は、すでに胃腸の動きが鈍っている証拠です。これらの場合には、経口で水分を入れるのは禁物で、病院での点滴が必要です。
- ④ 医療機関へ運ぶ
  - ・**自力で水分の摂取ができないときは、点滴で補う必要がある**ので、**緊急で医療機関に搬送**することが最優先の対処方法です。
  - ・実際に、救急搬送される熱中症の半数程度が血度ないしII度で、医療機関での輸液(静脈注射による水分の投与)や嚴重な管理(血圧や尿量のモニタリングなど)、肝障害や腎障害の検素が必要となつてきます。

## 熱中症に関する情報提供サイト一覧

- 1 厚生労働省ホームページ(職場における労働対策)  
PCサイト[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html)
- 2 環境省熱中症予防情報サイト  
PCサイト：<http://www.wbgt.env.go.jp>  
スマートフォンサイト：<http://www.wbgt.env.go.jp/sp/>  
携帯サイト：<http://www.wbgt.env.go.jp/kt>
- 3 気象庁ホームページ  
(1) 高温注意報  
翌日または当日の最高気温が概ね35℃以上になることが予想される場合に、以下のサイトで発表  
PCサイト：<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>  
(2) 高温に関する気象情報  
向こう1週間で最高気温が概ね35℃以上になることが予想される場合に、以下のサイトで発表  
PCサイト：<http://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/>  
(3) 高温に関する異常天候早期警戒情報  
5日後から14日後にかけての7日間平均気温がかなり高くなる**ことが予想される場合に、毎週月・木曜日**に以下のサイトで発表  
PCサイト：<http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>  
(4) 1か月予報及び3か月予報  
毎週木曜日に1か月予報を、毎月25日頃に翌月以降の3か月予報を以下のサイトで発表  
PCサイト：<http://www.jma.go.jp/jp/longfcst/>  
(5) 気候系監視年報  
過去の気候系の特徴をまとめ、以下のサイトで発表  
PCサイト：<http://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/diag/nenpo/index.html>

# 熱中症を防ごう!

事業主さん! 働く皆さん!

「職場における熱中症予防対策」<sup>(注1)</sup>をご存知ですか?

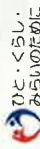
- ✓ WBG値<sup>(注2)</sup>の低減に努めていますか?
- ✓ 熱への順化期間<sup>(注3)</sup>を設けていますか?
- ✓ 自覚症状の有無に関わらず水・塩分を摂っていますか?
- ✓ 透湿性・通気性の良い服装を着用していますか?
- ✓ 睡眠不足・体調不良ではありませんか?

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。

- めまい・失神
- 頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感
- 意識障害・痙攣・手足の運動障害
- 大量発汗
- 高体温

高温多湿な環境では熱中症が多発します  
職場の熱中症予防に努めましょう!

(※1)平成21年6月19日付け基安発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく、職場における熱中症予防対策  
(※2)WBG(Weighted Globe Temperature)値＝暑熱環境による熱ストレスの評価を行う量指標で、乾燥温度・自然湿球温度・黒球温度から算出する数値  
(※3)順化期間＝当該環境に適応させるために計画的に行う期間



厚生労働省労働基準局・都道府県労働局・労働基準監督署

## 1 熱中症の症状と分類

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、表の様々な症状が現れます。

表1・これらの症状が現れた場合には、熱中症を発症した可能性があります

重症度	小	大
I度	めまい・失神…「立ちくらみ」のこと、「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直…筋肉の「こむら返り」のこと。「熱痙攣」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感… 体がくたくたする、力が入らない、など、従来「熱疲労」と言われていた状態です。	
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害… 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつりがある、真直ぐに歩けない、など。 高体温… 体に触ると熱いという感覚があります。従来「熱射病」などと言われていたものが相当します。	

## 2 WBG値(暑さ指数)の活用について

WBG値とは<sup>(注1)</sup>

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、次式により算出されます。

①屋内、屋外で太陽照射のない場合(日かげ)

$$WBG値 = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

②屋外で太陽照射のある場合(日なた)

$$WBG値 = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾燥温度}$$



WBGT値測定器(例)

### WBG基準値に基づく評価について<sup>(注2)</sup>

作業場所におけるWBG値が、WBG基準値を超えるおそれがある場合には、熱中症にかかる可能性が高くなりますので、次のフローチャートに基づいて、対策を講じてください。

まず、WBG値を作業中に測定するよう努めてください  
WBG値については、表4のWBGT値と気温・相対湿度の関係も参考としてください

測定したWBG値を、表2のWBG基準値と比較します

WBG値がWBG基準値を超える(おそれがある)場合には…  
冷房などにより、作業場所のWBG値の低減を図ります  
身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更します  
WBG基準値より低いWBG値での作業に変更します

それでもWBG基準値を超える(おそれがある)場合には…

### 5ページ～「③熱中症予防対策について」の徹底を図りましょう

(注1)WBG値の測定方法は、平成17年7月29日付け基安発第0729001号「熱中症の予防対策におけるWBGの活用について」を参照してください。

(注2)WBG基準値は、既往症がない健康な成年男性を基準に、ばく露されてもほとんどの者が有害な影響を受けないレベルに相当するものとして設定されていることに留意する必要があります。

表4・WBGT値と気温、相対湿度との関係

		相対湿度(%)																
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
WBGT値	40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
	37	27	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
	36	26	27	28	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	40	41
	35	25	26	27	28	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	39	40
	34	25	25	26	27	28	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	39
	33	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	39
	32	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38
	31	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
	30	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
	29	21	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
	28	20	21	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
	27	19	20	21	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
	26	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
	25	18	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
24	17	18	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
23	16	17	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
22	15	16	17	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
21	15	15	16	17	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	

WBGT値

注意	警戒	警戒	危険
25℃未満	25℃～28℃	28℃～31℃	31℃以上

(ここで、28℃～31℃は、28℃以上31℃未満の意味)  
 (日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.1 2008.4 から)

※ 危険、厳重警戒などの分類は、日常生活上での基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要です。

(○) 頭部 (●) 全身

表2・身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		熱に順化している人(℃)	熱に順化していない人(℃)
0 安静	・ 安静 ・ 楽な座位 ・ 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ・ 手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組み立て) ・ や軽い材料の区分け ・ 腕と足の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作)	33	32
1 低代謝率	・ 立位 ・ ドリル(小さい部分) ・ コイル巻き ・ 小さい力の道具の機械 ・ ちよつとした歩き(速さ3.5km/h) ・ 継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) ・ 腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両)	30	29
2 中程度代謝率	・ 腕と脚の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しつこい塗り、中程度の重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草取り、果物や野菜を摘む) ・ 軽量の荷車や手押し車を押ししたり引いたりする ・ 3.5～5.5km/hの速さで歩く ・ 鍛造	28	26
3 高代謝率	・ 強度の腕と脚の作業 ・ 重い材料を運ぶ ・ 大ハンマー作業 ・ 草刈り ・ 硬い木にかなをかけたりのみで彫る ・ 5.5～7.5km/hの速さで歩く ・ 重い荷物の荷車や手押し車を押ししたり引いたりする ・ 鋸物を切る ・ コンクリートブロックを積む	25	23
4 極高代謝率	・ 最大速度の速さでも激しい活動 ・ おのを振るう ・ 激しいシャベルを使う ・ 階段を登る、走る、7km/hより速く歩く	23	20

※ 本表は、日本工業規格JIS S 504(人間工学—WBGT(温球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。  
 ※ 熱に順化していない人は、作業する前の週に毎日数回にわたり暑熱環境に慣れさせておく必要があります。

表3・衣類の組合わせによりWBGT値に加えるべき補正值

衣服の種類	作業服(長袖シャツとズボン)	布(織物)製つなぎ服	SMSポリプロピレン製つなぎ服	ポリオレフィン布製つなぎ服	限定用途の蒸気不透過性つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正值(℃)	0	0	3	0.5	1
	0	0	0.5	1	11

下記の衣類を着用して作業を行う場合にあっては、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。  
 ※ 補正值は、一般にレベルAと叫ばれる完全な不透過性防護服に使用しないでください。  
 ※ 重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

# 3 熱中症予防対策について

職場における熱中症を予防するために、次の1～5の熱中症予防対策を講じましょう。(なお、詳細については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」をご覧ください。)

## 1 作業環境管理

### (1) WBGT値の減減など

- WBGT値が、WBGT基準値を超える(おそれのある)作業場所(→「高温多湿作業場所」といいます。)(においては、「熱を遮る遮り物」「直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根」「通風・冷房の設備」の設置などに努めてください。

※ 通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意してください。

### (2) 休憩場所の整備など

- 高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けるよう努めてください。
- 高温多湿作業場所やその近隣に、水、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けるよう努めてください。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、高温多湿作業場所に、飲料水の備え付けなどを行うよう努めてください。

## 2 作業管理

### (1) 作業時間の短縮など

- 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努めてください。

### (2) 熱への順化

- 計画的に、熱への順化期間を設けるよう努めてください。

※ 例：作業者が順化していない状態から、7日以上かけて熱へかけて順化の喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われます。(ただし、熱へのばく露を中断すると、4日後には順化の喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われます。)

### (3) 水分・塩分の摂取

- 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導してください。摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図ってください。

※ 作業場所のWBGT値がWBGT基準値を超える場合、少なくとも、0.1～0.2%の食塩水、または、ナトリウム40～80mg/100mlのスポーツドリンク・経口補水液などを、20～30分ごとに、カップ1～2杯程度摂取することが望ましいことです。(ただし、身体作業強度などに応じて、必要な摂取量は異なります。)

### (4) 服装など

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケツなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させてください。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子(クールヘルメット)などを着用させてください。

### (5) 作業中の巡視

- 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的な水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常はないかを確認してください。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じてください。

## 3 健康管理

### (1) 健康診断結果に基づく対応など

- 健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づき就業上の措置を徹底してください。
- 労働安全衛生規則第43条～第45条に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全などの、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した、血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査などが含まれています。
- 労働安全衛生法第66条の4・第66条の5に基づき、健康診断で異常所見があると診断された場合は、医師などの意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講ずることが義務付けられています。このことに留意の上、これらの徹底を図ってください。

- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者の労働者について。

- 事業者は、高温多湿作業場所における、作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項などについて、産業医・主治医などの意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講じてください。

※ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患などがあります。

### (2) 日常の健康管理など

- 睡眠不足、体調不良、前日などの飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。

⇒ 日常の健康管理について、指導を行うとともに、必要に応じて、健康相談を行ってください。

- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。

⇒ 熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医などから熱中症を予防するための対応が必要とされた場合、または労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があるかと判断した場合は、事業者が申し出るよう指導してください。

### (3) 労働者の健康状態の確認

- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認してください。

### (4) 身体の状況の確認

- 休憩場所などに、体温計や体重計などを備えることで、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状況を確認できるように努めてください。

- 以下は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候です。

- ・ 心機能が正常な労働者については、1分間の心拍数が、数分間継続して、180から年齢を引いた値を超える場合
- ・ 作業強度のピークの1分後の心拍数が、120を超える場合
- ・ 休憩などの体温が、作業開始前の体温に戻らない場合
- ・ 作業開始前より、1.5%を超えて体重が減少している場合
- ・ 急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失などの症状が発現した場合 など

## 4 労働衛生教育

- 作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行ってください。

(1) 熱中症の症状 (2) 熱中症の予防方法 (3) 緊急時の救急措置 (4) 熱中症の事例  
なお、(2)の事項には、1～4に示した熱中症予防対策が含まれます。

## 5 救急処置

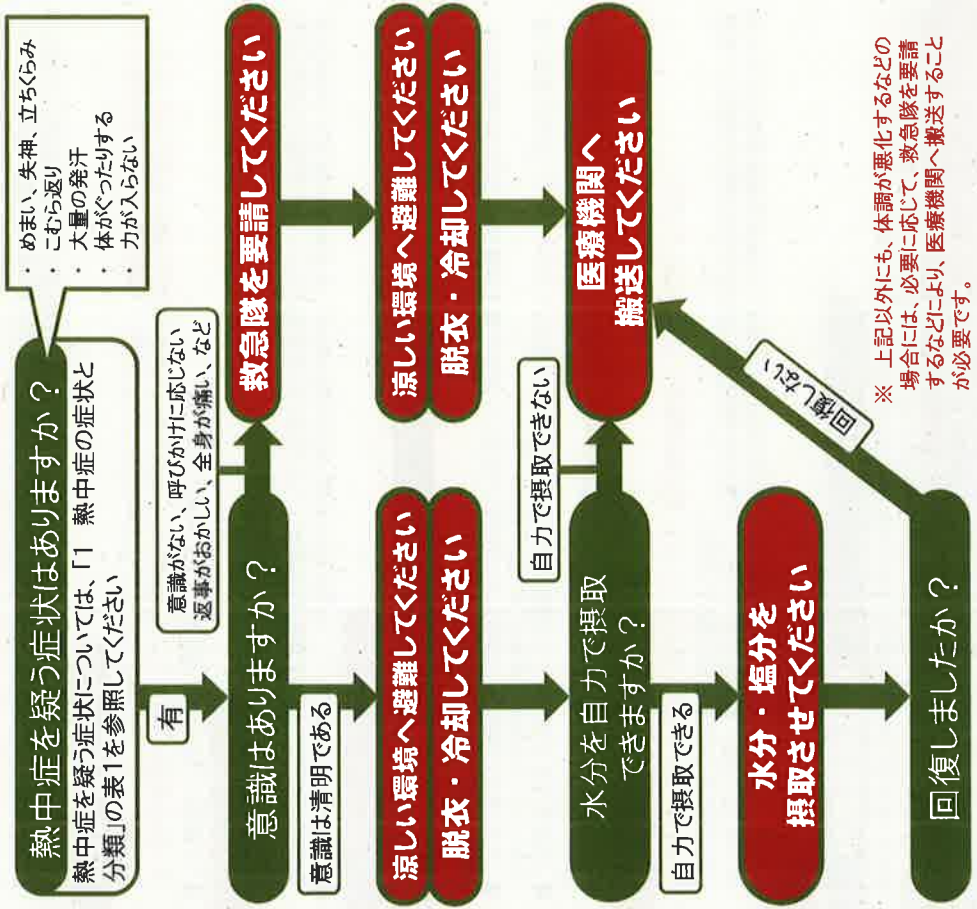
### (1) 緊急連絡網の作成・周知

- あらかじめ、病院・診療所などの所在地や連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知してください。

### (2) 救急措置

- 具体的な救急処置については、下図「熱中症の救急処置（現場での応急処置）」を、参考にしてください。

図・熱中症の救急処置（現場での応急処置）



## 4 職場の熱中症予防対策は万全ですか？

職場の熱中症予防対策は万全ですか？ 下記の子チェックリストで自主点検してみてください。  
（「いいえ」のときには、該当するページをご確認ください。）

職場における熱中症予防対策 (H21.6.19.基発第0619001号) 自主点検表	
① WBGT値(暑さ指数)を知っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 2ページへ
② WBGT値(暑さ指数)の低減を図っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 5ページへ
③ 休憩場所は整備していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 5ページへ
④ 高温多湿作業場所などで、連続作業時間の短縮を図っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 5ページへ
⑤ 高温多湿作業場所に労働者を就かせる際に、順化期間を設けていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 5ページへ
⑥ 自覚症状の有無に関わらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 5ページへ
⑦ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を着用させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 5ページへ
⑧ 作業中の巡視を行っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 5ページへ
⑨ 健康診断結果に基づき、就業場所の変更・作業転換などの措置を講じていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 6ページへ
⑩ 日常の健康管理について、労働者に指導していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 6ページへ
⑪ 作業開始前・作業中に、労働者の健康状態を確認していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 6ページへ
⑫ 体温計などを常備し、必要に応じて身体の状態を確認できるようにしていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 6ページへ
⑬ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 6ページへ
⑭ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成し、関係者に周知していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 7ページへ
⑮ 熱中症を疑わせる症状が現れた場合の救急処置を知っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒ 7ページへ

ご不明な点などがございましたら、お近くの都道府県労働局  
または労働基準監督署へお問い合わせください。